訪問看護リハビリステーションJA－KEY+ 運営規程

（事業の目的）

第１条 合同会社まおのてが開設する「訪問看護リハビリステーションJA-KEY+」（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護職員等」という。）が、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態。以下「要介護者等」という。）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

第２条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

① 名 称 訪問看護リハビリステーション JA-KEY+

② 所在地 広島県広島市西区南観音3丁目2-22　レジデンス南観音１０１

③電話番号　082-909-2019　　FAX 082-909-2018

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第４条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者1名（常勤）

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（２）看護職員　2.5名以上(常勤換算方法)

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書）を作成し、事業の提供に当たる。

 （3）理学療法士、作業療法士、言語聴覚士。必要に応じた適当数。

 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第５条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

① 営 業 日 月曜日から日曜日までとする。また、国民の祝日、年末年始（１２月３０日から１月３日まで）含む。

② 営 業 時 間 午前8時３０分から午後5時３０分までとする。

③ サービス提供日　月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始除く。

※ 電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制とし、緊急時など、必要に応じて訪問も行う。

（事業の内容）

第６条 事業の内容は次のとおりとする。

① 病状・障害の観察

② 清拭・洗髪等による清潔の保持

③ 食事および排泄等日常生活の世話

④ 床ずれの予防・処置

⑤ リハビリテーション

⑥ ターミナルケア

⑦ 認知症患者の看護

⑧ 療養生活や介護方法の指導

⑨ カテーテル等の管理

⑩ その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第７条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２ 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、公共交通機関を使用した場合は、その実施地域は、1km50円を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は徴収しない。

３ 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第８条 通常の事業の実施地域は、南観音町、観音本町、福島町、観音新町の区域とする。ただし、その他の地域も相談に応じる。

（緊急時等における対応方法）

第９条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（事故発生時の対応）

第 10 条 サービスの提供中に容態の急変などの緊急事態が発生した場合は、お客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所などに連絡を行う。

また、当事業所のサービス提供中に賠償すべき事故が発生した場合は、すみやかに損害賠償を行う。なお、当事業所は損害保険に加入し、損害賠償保険契約を結ぶ

（苦情処理体制）

第 11 条 担当者による苦情受付→担当者による調査確認→利用者またはご家族への面談、文書などによる調査報告、再発防止策の掲示、損害の填補方法の検討提案などを行う。あわせてスタッフ会議などでの苦情内容と再発防止に向けた取り組みの周知徹底。また苦情内容によっては、広島市または関連行政窓口への報告を行う。

（衛生管理等）

第 12 条 ステーションは、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、ステーションの設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

２ ステーションは、ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1. ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２） ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（３） ステーションにおいて、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（虐待防止に関する事項）

第 13 条 ステーションは、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２ ステーションは、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者 （利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第１4 条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２ ステーションは、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３ ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携等）

第 15 条 ステーションは、ステーションの所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問看護の提供を行うよう努めるものとする。

（記録の整備）

第 16 条 ステーションは、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２ ステーションは、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（その他運営についての留意事項）

第 17 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後２カ月以内

② 継続研修 年６回

２ 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３ 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４ ステーションは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５ この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は当事業所の管理者と合同会社まおのてと協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年7月１日から施行する。